

古河電工健康保険組合規約

第1章 総則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、古河電工健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。
神奈川県横浜市西区岡野2丁目4番3号

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
古河電気工業株式会社	東京都千代田区
古河産業株式会社	東京都港区
株式会社古河テクノマテリアル	神奈川県平塚市
古河電工エコテック株式会社	千葉県市原市
ミハル通信株式会社	神奈川県鎌倉市
古河電工ビジネス&ライフサポート株式会社	東京都千代田区
古河電工健康保険組合	神奈川県横浜市西区
株式会社別倉製作所	栃木県日光市
古河日光発電株式会社	栃木県日光市
古河精密金属工業株式会社	栃木県日光市
株式会社横浜ドラム製作所	神奈川県平塚市
株式会社フォーム化成	神奈川県愛甲郡
古河電工メタルケミカル株式会社福井工場	福井県坂井市
SBS古河物流株式会社	東京都新宿区
古河樹脂加工株式会社	千葉県千葉市美浜区
古河エレコム株式会社	東京都千代田区
FITEC株式会社	東京都品川区
古河テクノリサーチ株式会社	神奈川県横浜市西区
株式会社古河電工アドバンストエンジニアリング	千葉県市原市
古河ニューリーフ株式会社	神奈川県平塚市
ジェフユナイテッド株式会社	千葉県千葉市中央区
古河マグネットワイヤ株式会社	東京都千代田区

古河電工パワーシステムズ株式会社
株式会社T O T O K U
古河ネットワークソリューション株式会社
エックス・ソリューションズ・ジャパン株式会社

神奈川県横浜市青葉区
長野県上田市
神奈川県平塚市
東京都中央区

第2章 組合会

（議員の定数）

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、26人とする。

（被選挙権を有しない者）

第6条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

- （1）法第118条第1項各号のいずれかに該当する者
- （2）日本国外にある者であって、その期間が3ヵ月以上である者

（議員の任期）

第7条 議員の任期は、3年とする。

- 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前であるときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

（互選議員の選挙の方法）

第8条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定員を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。

（互選議員の選挙区及び議員数）

第9条 選挙する互選議員の選挙区及び議員の数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙の範囲	議員数
全 区	古河電気工業株式会社 古河マグネットワイヤ株式会社 古河電工健康保険組合 古河産業株式会社 古河日光発電株式会社 株式会社別倉製作所 古河精密金属工業株式会社 古河電工ビジネス&ライフサポート株式会社 株式会社古河テクノマテリアル ミハル通信株式会社 株式会社横浜ドラム製作所 株式会社フォーム化成 古河テクノリサーチ株式会社 SBS古河物流株式会社 古河エレコム株式会社 古河樹脂加工株式会社 古河電工エコテック株式会社 株式会社古河電工アドバンストエンジニアリング 古河ニューリーフ株式会社 F I T E C株式会社 古河電工マルチグループ株式会社福井工場 ジェフユナイテッド株式会社 古河電工パワーシステムズ株式会社 株式会社T O T O K U 古河ネットワークソリューション株式会社 エックス・ソリューションズ・ジャパン株式会社	13 人

(互選議員の選挙の管理)

- 第10条** 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおかなければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかなければならない。
- 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
- 3 選挙長は、選挙会の開閉、開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務をおこなう。
- 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
- 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りでない。

(当選人)

- 第11条** 選挙の結果、選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

- 第12条** 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

- 第13条** この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

- 第14条** 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。
- 2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。
- 3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就退職)

- 第15条** 議員が就退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

- 第16条** 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第 17 条 理事長は、議員の定数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会の招集手続)

第 18 条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも 6 日前に招集状を送付しなければならない。

2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

3 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。

(代理)

第 19 条 議員は、次の各号のいずれかの理由により組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

(1) 議員の疾病、負傷又は分娩

(2) 議員の親族の弔忌

(3) 議員に係る災害又は交通途絶

(4) 前各号に準ずるやむを得ない理由

2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

(組合会の傍聴)

第 20 条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第 21 条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 収入支出予算及び事業計画

(3) 収入支出決算及び事業報告

(4) 規約及び規程で定める事項

(5) その他重要な事項

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められたときは、期日を定めて第 19 条第 1 項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。）第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- （１）議員の疾病、負傷
- （２）議員に係る災害又は交通途絶
- （３）害などの発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決を行った場合には、速やかに議員に通知しなければならない。

（会議録の作成）

第 23 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- （１）開会の日時及び場所
- （２）議員の定数
- （３）出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名
- （４）議事の要領
- （５）議決した事項及びその賛否の数

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- （１）会議システムで組合会を開催した旨
- （２）会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- （３）システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- （４）会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決を行った場合の会議録には、第 1 項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決を行った場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

（議員の旅費及び報酬補償）

第 24 条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

（組合会の検査）

第 25 条 組合会は、法第 20 条に規定する検査を行う場合において、委員を置くことができる。

2 前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 この組合の理事の定数は、12人とする。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

- 2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。
- 3 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
- 5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。
- 3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第29条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の手続き)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の3日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。
- 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 組合会に提出する議案
- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (5) この規約に定める事項
- (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由に該当する場合は、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という)をすることができる。
 - (1) 議員の疾病、負傷
 - (2) 議員に係る災害又は交通途絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
 - (4) その他理事長が「書面による決議」が妥当と判断した場合
- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の会議録)

第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録については、第23条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第34条 理事長は、組合の事務を総理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

(監事の職務)

第 36 条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

- 2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。
- 3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第 37 条 理事長は、施行令第 7 条第 4 項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第 38 条 理事長は、第 34 条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第 39 条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第 40 条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

- 2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第 41 条 第 24 条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第 42 条 この組合に必要な職員（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 組合員

(標準報酬)

第 43 条 被保険者の報酬月額につき法第 4 1 条第 1 項、法第 4 2 条第 1 項、法第 4 3 条の 2

第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

第5章 保険料

（一般保険料及び調整保険料の負担割合）

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の96分の55.6は事業主、96分の40.4は被保険者において負担する。

（介護保険料の負担割合）

第44条の2 介護保険料介護保険料額の14.4分の7.2は事業主、14.4分の7.2は被保険者において負担する。

（特定被保険者の保険料額）

第44条の3 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は、一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。

第6章 財務

（会計年度独立の原則）

第45条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

（会計年度所属区分）

第46条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- （1）保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- （2）国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- （3）徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- （4）前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- （1）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度
- （2）保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度

- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第 47 条 一般勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 保険給付費
- (3) 納付金
- (4) 保健事業費
- (5) 還付金
- (6) 営繕費
- (7) 財政調整事業拠出金
- (8) 連合会費
- (9) 雑支出

2 介護勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。(1) 介護納付金

- (2) 介護保険料還付金
- (3) 雑支出

(準備金の保有方法)

第 48 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法（昭和 22 年法律第 181 号）第 1 条第 1 項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
- (4) 国債又は地方債
- (5) 政府保証債又は金融債
- (6) 担保付社債
- (7) 抵当証券
- (8) コマーシャルペーパー
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金

(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金

(11) 法第 150 条の規定による施設である土地及び建物

2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、又は第 2 号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第 49 条 準備金以外の積立金は、前条第 1 号から第 10 号までの方法により保有しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立総額の 2 分の 1 に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払いを受けることができる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。

3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合財産の管理方法)

第 50 条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第 7 章 公告

(公告の方法)

第 51 条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合のホームページに掲示する。

第 8 章 保険給付

(医療機関の指定)

第 52 条 この組合が法第 63 条第 3 項第 2 号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(一部負担還元金)

第 53 条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和 32 年法律第 42 号）附則第 7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各 1 件（法第 115 条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書、又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書を合算して 1 件とみなす）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法

第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表 1 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。ただし、その額が 100 円に満たないときは支給しない。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

（付加給付）

第 54 条 この組合が、法第 53 条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）訪問看護療養費付加金
- （2）家族訪問看護療養費付加金
- （3）傷病手当金付加金
- （4）延長傷病手当金付加金
- （5）出産手当金付加金
- （6）家族療養費付加金
- （7）合算高額療養費付加金

- 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。
- 3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

（訪問看護療養費付加金）

第 55 条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第 88 条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表 1 に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。ただし、その額が 100 円に満たないときは支給しない。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（家族訪問看護療養費付加金）

第 56 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 111 条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第 111 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表 1 に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。ただし、その額が 100 円に満たないときは支給しない。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

（傷病手当金付加金）

第 57 条 被保険者が法第 99 条または法第 104 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として 1 日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する被保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の 100 分の 14 に相当する額を支給する。ただし同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額の 100 分の 14 に相当する額を支給する。

- （1）傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額
- （2）傷病手当金の支給を始める日の属する年度の、前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した 額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額。

2 法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。

- （1）支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第 1 項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第 102 条第 2 項の規定により算定される出産手当金の額、及び規約第 59 条第 1 項の規定により算定される出産手当金付加金の合計額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

エ. 老齢退職年金の額

- （2）傷病手当金の全額。ただし、第 1 号・ア、イ又はエに該当する場合は同号の規程により算定される額とする。

- 3 法第 103 条第 1 項ただし書、法第 108 条第 1 項ただし書又は法第 108 条第 3 項ただし書の規定による差額の支給及び第 59 条第 3 項の規定による出産手当金付加金の支給を受けるとき、傷病手当金付加金の支給額は、法第 99 条第 2 項の規定により算定される傷病手当金及び本条第 1 項の規定により算定される傷病手当金付加金の合計額から法第 102 条第 2 項の規定により算定される出産手当金及び規約第 59 条第 1 項の規定により算定される出産手当金付加金の合計額を控除して得た額とする。
- 4 第 1 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は四捨五入する。

(延長傷病手当金付加金)

第 58 条 法第 99 条または法第 104 条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が法第 99 条第 4 項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1 日につき当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の前平均額の三十分の一に相当する額の 100 分の 60 に相当する額を支給する。

- 2 延長傷病手当付加金は、被保険者が次の各号に掲げるもののうちいずれか一以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のいずれか多い額の限度において支給しない。

(1) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病とは別の疾病等による傷病手当金又は傷病手当金付加金

法第 99 条第 2 項の規定により算定される傷病手当金の額及び規約第 57 条第 1 項の規定により算定される傷病手当金付加金の合計額

(2) 出産手当金又は出産手当付加金

法第 102 条第 2 項の規定により算定される出産手当金の額及び規約第 59 条第 1 項の規定により算定される出産手当金付加金の合計額

(3) 報酬の全部又は一部

当該報酬の額

(4) 法第 108 条第 3 項に規定する障害厚生年金

当該障害厚生年金の額

(5) 法第 108 条第 5 項に規定する老齢退職年金

当該老齢退職年金の額

- 3 延長傷病手当付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金の額を控除した額に当該延長傷病手当付加金の額が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金は支給しない。

- 4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、延長傷病手当金付加金の支給をはじめた日から起算して 1 年を経過したときは、支給しない。

- 5 前 1 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときはその端数は四捨五入する。

(出産手当金付加金)

第 59 条 被保険者（被保険者であった者を含む。）が、法第 102 条又は法第 104 条の規定により出産手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、出産手当金付加金として、1 日につき、当該出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の 100 分の 14 に相当する額を支給する。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の 100 分の 14 に相当する額を支給する。

（１）出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

（２）出産手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

なお、法第 104 条の規定により出産手当金の支給を始める場合においては、「出産手当金の支給を始める日」とあるのは、「被保険者の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替える。

2 法第 108 条第 2 項の規定により出産手当金の支給が行われない期間があるとき、その期間については、前項の規定の適用について、出産手当金の支給があったものとみなす。この場合において、出産手当金付加金の支給額は、報酬を受けなければ受けることのできた出産手当金と出産手当金付加金の合計額から受けることのできる報酬の額を控除して得た額とする。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

3 前項の規定にかかわらず、法第 103 条第 1 項ただし書、法第 108 条第 1 項ただし書又は法第 108 条第 3 項ただし書の規定による差額の支給をうけると、出産手当金付加金の支給額は、法第 102 条第 2 項の規定により算定される出産手当金及び本条第 1 項の規定により算定される出産手当金付加金の合計額から法第 99 条第 2 項の規定により算定される傷病手当金の額を控除して得た額とする。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とし、当該額が本条第 1 項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。

4 前 1 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は四捨五入する。

（家族療養費付加金）

第 60 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 110 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各 1 件（合算高額療養費の至急の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また異様機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療

養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表 1 に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。ただし、その額が 100 円に満たないときは支給しない。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（合算高額療養費付加金）

第 61 条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、被保険者又はその被扶養者 1 人につきそれぞれ別表 1 に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。ただし、その額が 100 円に満たないときは支給しない。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第 9 章 個人情報保護

（個人情報保護の徹底）

第 62 条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏洩・滅失又は毀損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第 10 章 その他事業

（施設の利用等）

第 63 条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

- 2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

（高額医療費貸付）

第 64 条 この組合においては、法第 150 条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

- 2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

(出産費貸付)

第 65 条 この組合においては、法第 150 条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

附 則(昭和 48 年 7 月 10 日付 厚生省収保第 2283 号認可)

(施行期日)

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 48 年 6 月 16 日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則(昭和 48 年 11 月 8 日付 厚生省収保第 3081 号認可)

(施行期日)

第 44 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 48 年 10 月診療分から適用する。

ただし、昭和 48 年 10 月前の診療分にかかる家族療養附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日付 厚生省収保第 1899 号認可)

(施行期日)

第 1 条 第 4 条・第 6 条・第 10 条及び第 22 条の改正規約は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 第 2 条・第 6 条・第 10 条・及び第 22 条の改正規定に係わらず、古河電工健康保険組合の現に議員である新選挙区から、現に理事である者は、理事としてそれぞれ選出されたものとみなす。

第 3 条 古河日光電気精銅所健康保険組合の事業所であったものにかかる昭和 49 年 3 月分前の保険料負担割合は、なお従前の例による。

第 4 条 古河日光電気精銅所健康保険組合の被保険者であった者にかかる昭和 49 年 3 月 31 日以前診療分の家族療養附加金の支給については、なお従前の例による。

第 5 条 古河日光電気精銅所健康保険組合の被保険者であった者にかかる保健給付の請求に関し、昭和 49 年 4 月 1 日以降に古河電工健康保険組合を保険者として請求があったときは、古河日光電気精銅所健康保険組合へ請求したものとみなす。

第 6 条 古河日光電気精銅所健康保険組合の保健施設の利用にかかる昭和 49 年 3 月 31 日以前の施設利用料及び補助金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 49 年 5 月 14 日付 厚生省収保第 2218 号認可)

(施行期日)

第 39 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 6 月 26 日付 厚生省収保第 2414 号認可)

(施行期日)

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 49 年 6 月 16 日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則 (昭和 49 年 10 月 9 日付 厚生省収保第 3053 号認可)

(施行期日)

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 49 年 9 月 16 日から適用する

(経過措置)

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則 (昭和 50 年 8 月 5 日付 厚生省収保第 3196 号認可)

(施行期日)

第 47 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 50 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 51 年 8 月 12 日付 厚生省収保第 3146 号認可)

(施行期日)

第 20 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 51 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 53 年 3 月 31 日付 厚生省収保第 2119 号認可)

(施行期日)

第 46 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 53 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 53 年 3 月 31 日付 厚生省収保第 2119 号認可)

(施行期日)

第 39 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 53 年 4 月 18 日付 厚生省収保第 2275 号認可)

(施行期日)

第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 53 年 5 月 26 日から適用する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 16 日付 厚生省収保第 529 号認可)

(施行期日)

第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 54 年 3 月 16 日から適用する。

附 則 (昭和 55 年 5 月 24 日付 厚生省収保第 1907 号認可)

(施行期日)

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 55 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（昭和 56 年 3 月 1 日付 厚生省収保第 311 号認可）

（施行期日）

第 7 条、第 42 条、第 44 条、第 46 条、第 47 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 56 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 4 月 20 日付 厚生省収保第 1566 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（昭和 56 年 4 月 20 日付 厚生省収保第 1605 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 39 条及び第 44 条の改正規約は、認可の日から施行し、第 39 条については昭和 56 年 4 月 1 日から、第 44 条については、昭和 56 年 3 月 1 日（昭和 56 年 3 月診療分）から、それぞれ適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 39 条の改正に係わらず、昭和 56 年 4 月 1 日において、現に第 39 条に規定する病院又は診療所に収容されている者が、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以降引き続き同条に規定する病院又は診療所に収容されている場合における一部負担金については、なお従前の例による。

第 3 条 第 44 条の改正に係わらず、昭和 56 年 2 月 28 日以前の療養（昭和 56 年 2 月 28 日以前の診療分）にかかる家族療養附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 6 月 13 日付 厚生省収保第 2099 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（昭和 57 年 3 月 1 日付 厚生省収保第 1761 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（昭和 57 年 9 月 16 日付 厚生省収保第 2890 号認可）

(施行期日)

第1条 第4条及び第10条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和57年9月16日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第10条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則(昭和58年2月1日付 厚生省収保第2189号認可)

(施行期日)

第39条及び第47条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和58年9月5日付 厚生省収保第3653号認可)

(施行期日)

第1条 第4条及び第10条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和58年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第10条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則(昭和59年6月1日付 厚生省収保第2024号認可)

(施行期日)

第1条 第4条・第10条・第39条及び第44条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和59年3月1日から適用する。ただし、第10条第2項互選議員の定数については、次の総選挙の日(昭和59年5月28日)から適用する。

第2条 前条の規約に係わらず、第39条及び第44条の変更規約は、昭和59年2月29日以前の療養(昭和59年2月29日の診療分)にかかる給付費及び家族療養附加金の支給については、従前の例による。

附 則(昭和59年12月3日付 厚生省収保第2782号認可)

(施行期日)

第1条 第39条・第44条・第45条及び第47条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 第39条・第44条・第45条の3,000円控除額は、昭和60年4月からとする。ただし、昭和59年10月から昭和60年3月までは、被保険者については、2,000円の控除額とする。被扶養者については、自己負担額から2,000円を控除して得た額の100分の60に相当する額とし、その額が1,000円に満たないときは、支給しないものとする。

第3条 第47条の適用は、昭和60年4月1日からとする。

附 則(昭和61年3月29日付 厚生省収保第288号認可)

(施行期日)

第1条 第4条及び第10条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第10条の変更に係わらず、新選挙区より選出され

たものとみなす。

附 則（昭和 61 年 5 月 22 日付 厚生省収保第 879 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 61 年 6 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（昭和 63 年 5 月 17 日付 厚生省収保第 835 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（昭和 63 年 8 月 25 日付 東京都社会保険指導課届出）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、届出の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（昭和 63 年 9 月 1 日付 厚生省収保第 1325 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、認可の日から施行し、昭和 63 年 8 月 16 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（昭和 63 年 9 月 16 日付 東京都社会保険指導課届出）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、届出の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（平成元年 3 月 31 日付 厚生省収保第 555 号認可）

（施行期日）

第 7 条及び第 49 条の改正規約は、認可の日から施行し、平成元年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成元年 7 月 28 日付 東京都社会保険指導課届出）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、届出の日から施行し、平成元年 7 月 1 日より適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（平成元年 10 月 27 日付 東京都社会保険指導課届出）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、届出の日から施行し、平成元年 10 月 1 日より適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（平成 2 年 3 月 31 日付 厚生省収保第 583 号認可）

（施行期日）

第 49 条、第 50 条、第 51 条の改正規約は、認可の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 3 年 3 月 29 日付 厚生省収保第 566 号認可）

（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 11 月 30 日付 厚生省収保第 1678 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 3 年 10 月 16 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 10 条の変更ににかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 4 年 7 月 10 日付 東京都社会保険指導課届出）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条及び第 10 条の改正規約は、届出の日から施行し、平成 4 年 7 月 1 日より適用する。

（経過措置）

第 2 条 この規約改正の際、現に議員であるものは、新規約第 10 条の変更に係わらず、新選挙区より選出されたものとみなす。

附 則（平成 4 年 9 月 28 日付 厚生省収保第 1028 号認可）

（施行期日）

この規約は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 10 条の変更ににかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 5 年 5 月 31 日付 厚生省収保第 648 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 10 条の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 5 年 11 月 30 日付 厚生省収保第 1253 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、許可の日から施行し、平成 5 年 9 月 16 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 10 条の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 6 年 7 月 16 日付 厚生省収保第 988 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、許可の日から施行し、平成 6 年 7 月 16 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 10 条の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 6 年 9 月 28 日付 厚生省収保第 1255 号認可）

（施行期日）

この規約は、許可の日から施行し、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 10 月 16 日付 厚生省収保第 1484 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、許可の日から施行し、平成 6 年 10 月 16 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 10 条の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 7 年 2 月 15 日付 厚生省収保第 472 号認可）

（施行期日）

この規約は、許可の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日付 厚生省収保第 848 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、許可の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 10 条の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 9 年 2 月 24 日付 厚生省収保第 542-11 号認可）

（施行期日）

この規約は、許可の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 2 月 23 日付 厚生省収保第 589 号認可）

（施行期日）

この規約は、許可の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 4 月 28 日付 厚生省収保第 805 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、許可の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 10 条の変更ににかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日付 厚生省収保第 569 号認可）

（施行期日）

この規約は、許可の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 8 日付 東京都福祉局社会保険指導部保険指導課届出）

（施行期日）

第 1 条 第 50 条の改正規約は、届出の日から施行し、平成 12 年 3 月 1 日（3 月分保険料但し、法 20 条の被保険者は 4 月分保険料）から適用する。

第 2 条 第 50 条の 2 及び 54 条は、届出の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 12 年 12 月 27 日付 厚生省収保第 1955 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条、第 10 条の 2 の規約変更は、許可の日から施行し、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 10 条の変更ににかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 12 年 12 月 25 日付 東京社会保険事務局届出）

（施行期日）

第 50 条の 2 の規約変更は、届出の日から施行し、平成 13 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 5 日付 関東信越厚生局第 20415 号認可）

（施行期日）

この規約変更は、許可の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する

附 則（平成 13 年 3 月 30 日付 関東信越厚生局第 20407 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 11 条の 5 の規約変更は、届出の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 条 第 41 条及び第 42 条の規約変更は、届出の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

第 3 条 第 43 条の 2 の規約変更は、届出の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

第 4 条 第 49 条の 2 は、届出の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 2 月 28 日付 関東信越厚生局第 31504 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条 第 39 条の 2、第 44 条の 2、第 45 条の 2、第 46 条の 2、第 47 条の 2、及び第 54 条は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 23 日付 関東信越厚生局第 32581 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 14 年 5 月 28 日から施行する。

第 2 条 第 4 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 3 日付 関東信越厚生局第 34536 号認可）

（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 20 日付 関東信越厚生局第 0320036 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 15 年 4 月 1 日前の療養にかかる一部負担還元金、訪問看護療養付加金、家族療養付加金、家族訪問看護療養付加金及び合算高額療養付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 12 月 15 日付 関厚発第 1215022 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は認可の日から施行し、平成 15 年 9 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更ににかかわらず、現に議員であるものは、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 16 年 1 月 29 日付 関厚発第 0129001 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は認可の日から施行し、平成 16 年 1 月 16 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更ににかかわらず、現に議員であるものは、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 16 年 10 月 26 日付 関厚発第 1026006 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は認可の日から施行し、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更ににかかわらず、現に議員であるものは、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 17 年 3 月 16 日付 関厚発第 0316005 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は認可の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 18 年 2 月 13 日付 関厚発第 0213027 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 18 年 9 月 26 日付 関厚発第 0926055 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は平成 18 年 9 月 16 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 18 年 9 月 26 日付 関厚発第 0926057 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 18 年 10 月 19 日付 関厚発第 1019019 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は平成 18 年 10 月 16 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす

附 則（平成 18 年 10 月 19 日付 関厚発第 1019020 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は平成 18 年 10 月 16 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす

附 則

（施行期日）（平成 19 年 3 月 13 日付 関厚発第 0313015 号認可）

第 1 条 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日前の療養に係る（一部負担還元金等）、（家族療養付加金）、（合算高額療養付加金）の支給については、なお従前の例による。

第3条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる（傷病手当金付加金）、（延長傷病手当金付加金）の支給については、なお従前の例による。

第4条 施行日前の労務に服さなかった期間にかかる（出産手当付加金）の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前において保有する準備金の保有方法については、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月20日付 関厚発第0420016号認可）

（施行期日）

第1条 この規約は平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成19年6月22日付 関厚発第0622028号認可）

（施行期日）

第1条 この規約は認可の日から施行し、平成19年6月16日から適用する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則

（施行期日）（平成19年8月31日付 関厚発第0831030号認可）

第1条 この規約は、平成19年9月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日前の療養に係る一部負担還元金及び家族療養付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月14日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成19年12月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成19年12月28日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約は、平成19年12月17日から施行する。

附 則（平成20年3月12日付 関厚発第0312017号認可）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日前の療養に係る（一部負担還元金等）、（家族療養付加金）、（合算高額療養付加金）、（訪問看護療養費付加金）、（家族訪問看護療養費付加金）の支給については、なお従前の例による。

第3条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる（傷病手当金付加金）、（延長傷病手当金付加金）の支給については、なお従前の例による。

第4条 施行日前の労務に服さなかった期間にかかる（出産手当付加金）の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月6日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月7日付 関厚発第0507018号認可）

（施行期日）

第1条 この規約は認可の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成20年5月7日付 関厚発第0507019号認可）

（施行期日）

第1条 この規約は認可の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成20年4月28日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成20年10月15日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約は、平成20年6月19日から施行する。

附 則（平成20年10月15日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約は、平成20年9月16日から施行する。

附 則（平成20年10月15日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成21年1月16日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成21年6月1日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成21年8月10日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成21年8月21日付 関厚発 0821 第10号認可）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成21年9月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成21年10月20日付付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成21年10月22日付 関厚発 10221 第41号認可）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成21年11月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成22年4月12日付 関厚発 0412 第62号認可）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 第9条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 22 年 9 月 1 日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 22 年 9 月 9 日付 関厚発 0909 第 64 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 23 年 3 月 18 日付 関厚発 0318 第 52 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日付 関厚発 0324 第 85 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 24 年 2 月 7 日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約は、平成 24 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 13 日付 関厚発 0913 第 5 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 24 年 11 月 12 日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 25 年 5 月 7 日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 25 年 8 月 13 日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 11 日付 関厚発 0911 第 56 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 25 年 9 月 12 日付 関厚発 0912 第 14 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 25 年 9 月 13 日付 関厚発 0913 第 37 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 25 年 8 月 16 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更ににかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（平成 26 年 2 月 24 日付 関厚発 0224 第 44 号認可）

（施行期日）

この規約は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日付 関厚発 0324 第 63 号認可）

（施行期日）

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 8 日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 9 日付 関東信越厚生局保険課届出）

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第9条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則(平成27年2月27日付 関厚発 0227 第213号認可)

(施行期日)

この規約は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月3日付 関東信越厚生局保険課届出)

(施行期日)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月27日付 関東信越厚生局保険課届出)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第9条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則(平成28年2月18日付 関厚発 0218 第53号認可)

(施行期日)

この規約は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日付 関厚発 0331 第142号認可)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前の労務に服することができない期間に係る傷病手当金付加金、出産手当金付加金および延長傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。また、施行日前に法定給付満了した者に係る施行日以降の延長傷病手当金の支給については、第58条1項中「当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の内平均額の三十分の一に相当する額」とあるのは、「当該傷病手当金の法定給付満了の日における標準報酬月額の内三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則(平成28年8月29日付 関厚発 0829 第80号認可)

(施行期日)

この規約は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日付 関東信越厚生局保険課届出)

(施行期日)

この規約は平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 27 日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 21 日付 関厚発 0821 第 30 号認可）

（施行期日）

この規約は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 11 日付 関厚発 0411 第 7 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約変更は、認可の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

この規約変更は、認可の日から施行し、令和 2 年 5 月 16 日から適用する。

附 則（令和 2 年 7 月 16 日付関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第 1 条 この規約変更は、認可の日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（令和 2 年 10 月 19 日付 関厚発 1019 第 17 号認可）

（施行期日）

第 1 条 この規約変更は、認可の日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 11 日付 関厚発 0311 第 36 号認可）

（施行期日）

この規約変更は、認可の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 12 月 16 日付関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条、第 9 条の変更は、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（令和４年２月１８日付 関厚発 0218 第 54 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 44 条の 2 の変更は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（令和５年２月 28 日付 関厚発 0228 第 107 号認可）

（施行期日）

第 44 条の 2 の変更は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和５年 8 月 22 日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条、第 9 条の変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（令和 6 年 8 月 26 日付 関東信越厚生局保険課届出）

（施行期日）

第 32 条 6 の変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 月 2 月 28 日付 関厚発 0228 第 158 号認可）

（施行期日）

第 1 条 第 44 条の 2 の変更は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

ただし、第 53 条の 2、第 55 条の 2、第 56 条の 2、第 60 条の 2、第 61 条 の 2 の別表 1 の変更は令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 施行日前の療養に係る一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 月 3 月 3 日付 関東信越厚生局届出）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条、第 9 条の変更は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（令和 7 月 4 月 10 日付 関東信越厚生局届出）

（施行期日）

第 1 条 第 4 条、第 9 条の変更は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（令和 7 月 5 月 7 日付 関東信越厚生局届出）
（施行期日）
第 4 条の変更は令和 7 年 5 月 7 日から施行する。

別表 1 (令和 7 年 7 月まで)

一部負担還元金等の自己負担限度額

1. 下記のいずれかに該当する場合

ア. 70 歳未満の被保険者及び被扶養者の場合

イ. 70 歳未満の被保険者と 70 歳以上の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

ウ. 70 歳以上の被保険者と 70 歳未満の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

区分	自己負担額
標準報酬月額 83 万円以上	25,000 円 + A (注 1)
標準報酬月額 53～79 万円	25,000 円 + B (注 2)
標準報酬月額 28～50 万円	25,000 円 + C (注 3)
標準報酬月額 26 万円以下	25,000 円
低所得者 (注 4)	25,000 円

2. 70 歳以上の被保険者及び被扶養者の場合

区分	自己負担額	
	外来 (個人ごと)	
標準報酬月額 83 万円以上 (現役並みⅢ)	25,000 円 + A (注 1)	
標準報酬月額 53～79 万円 (現役並みⅡ)	25,000 円 + B (注 2)	
標準報酬月額 28～50 万円 (現役並みⅠ)	25,000 円 + C (注 3)	
一般所得者 (注 5)	25,000 円	25,000 円
低所得者Ⅰ・Ⅱ (注 6)	25,000 円	25,000 円

(注 1) A は (総医療費 - 842,000 円) × 1 %

(ただし、A < 0 の場合は、A = 0)

(注 2) B は (総医療費 - 558,000 円) × 1 %

(ただし、B < 0 の場合は、B = 0)

(注 3) C は (総医療費 - 267,000 円) × 1 %

(ただし、C < 0 の場合は、C = 0)

※数式の (総医療費 - ***, ***) がマイナスの場合は () 内を 0 と見なす

(注 4) 低所得者は、市区町村民税非課税者 (健康保険法施行令 42 条第 1 項第 5 号に規定する者)

(注 5) 一般所得者は、自己負担割合 2 割の者 ((健康保険法第 74 条第 1 項第 2 号又は第 110 条第 2 項第 1 号ハに規定する者) ただし、(注 6) に該当した者は除く)

(注 6) 低所得者Ⅰは、健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 4 号に規定する者
低所得者Ⅱは、注 4 の低所得者と同様の者

別表 1（施行日：令和 7 年 8 月 1 日）

一部負担還元金等の自己負担限度額

1. 下記のいずれかに該当する場合

ア. 70 歳未満の被保険者及び被扶養者の場合

イ. 70 歳未満の被保険者と 70 歳以上の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

ウ. 70 歳以上の被保険者と 70 歳未満の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

区分	自己負担額
標準報酬月額 83 万円以上	25,000 円+A（注 1）
標準報酬月額 53～79 万円	25,000 円+B（注 2）
標準報酬月額 28～50 万円	25,000 円+C（注 3）
標準報酬月額 26 万円以下	25,000 円
低所得者（注 4）	25,000 円

2. 70 歳以上の被保険者及び被扶養者の場合

区分	自己負担額	
	外来（個人ごと）	
標準報酬月額 83 万円以上（現役並みⅢ）	25,000 円+A（注 1）	
標準報酬月額 53～79 万円（現役並みⅡ）	25,000 円+B（注 2）	
標準報酬月額 28～50 万円（現役並みⅠ）	25,000 円+C（注 3）	
一般所得者（注 5）	25,000 円	25,000 円
低所得者Ⅰ・Ⅱ（注 6）	25,000 円	25,000 円

（注 2） A は（総医療費－968,000 円）× 1 %

（ただし、A < 0 の場合は、A = 0）

（注 2） B は（総医療費－628,000 円）× 1 %

（ただし、B < 0 の場合は、B = 0）

（注 3） C は（総医療費－294,000 円）× 1 %

（ただし、C < 0 の場合は、C = 0）

※数式の（総医療費－***, ***円）がマイナスの場合は（）内を 0 と見なす

（注 4） 低所得者は、市区町村民税非課税者（健康保険法施行令 42 条第 1 項第 5 号に規定する者）

（注 5） 一般所得者は、自己負担割合 2 割の者（（健康保険法第 74 条第 1 項第 2 号又は第 110 条第 2 項第 1 号ハに規定する者）ただし、（注 6）に該当した者は除く）

（注 6） 低所得者Ⅰは、健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 4 号に規定する者
低所得者Ⅱは、注 4 の低所得者と同様の者